

確定申告書の作成は、 税務署が開設する 相談会場へ

市民税・県民税申告相談会場では、確定申告書（所得税の還付・納付など）の作成はできませんので、下記の相談会場などをご利用ください。

所得税・消費税（個人事業者）・贈与税の 確定申告相談会場

九州電力株式会社 大分支店（金池町二丁目）

※会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

※税務署内には確定申告相談会場は開設していません。確定申告に関するお問い合わせは、会場の九州電力株式会社大分支店ではなく大分税務署へお願いします。

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

大分税務署による住宅ローン控除申告相談

対象者：給与所得者で、令和2年中に住宅をローンで購入または増改築し入居している人
期間・時間：2月1日（月）～8日（月）（土・日曜日を除く）
午前9時～午後4時

南九州税理士会大分支部による相談

期間・時間：2月10日（水）・12日（金）・15日（月）
午前9時～午後3時

大分税務署による相談

期間・時間：2月16日（火）～3月15日（月）
午前9時～午後4時
〈土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日（日）・28日（日）は通常通り開設〉

自宅などで確定申告ができます

パソコンやスマートフォンを使って、e-Tax（電子申告）によるデータ送信または印刷して郵送する方法で確定申告ができます。

確定申告書を郵送する場合

大分税務署（〒870-8616 中島西一丁目1-32）へ。收受日付印が必要な人は、申告書の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

☎ 大分税務署 ☎532-4171（自動音声案内→0）

申告は郵便で

新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、できるだけ郵便での提出にご協力をお願いします。



ご自宅のパソコンで 市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます

市の公式ホームページ上で、源泉徴収票などの資料を見ながら収入、控除などを入力すると、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。データ送信はできませんので、印刷して提出してください。



詳細は市の公式ホームページで「市民税 申告」と検索してご覧ください。

市民税 申告 検索

申告相談会場

受付時間：午前9時～午後4時

会場	期間（土・日曜日、祝日を除く）
市役所本庁舎8階 大会議室	2月1日（月）～3月15日（月） ^{*1}
大在市民センター 会議室	1月26日（火）～28日（木） ^{*2}
明野支所 2階 大会議室	1月26日（火）～29日（金） ^{*2}
鶴崎市民行政センター2階 大会議室	2月1日（月）～4日（木）
野津原市民センター 大会議室	2月8日（月）～10日（水）
佐賀関公民館 研修室	
坂ノ市公民館 研修室	2月15日（月）～17日（水）
植田市民行政センター2階 大会議室	3月1日（月）～5日（金）
大南市民センター 大会議室	3月8日（月）～10日（水）

*1 市役所本庁舎8階大会議室は午前8時30分～午後5時

*2 大在、明野会場は1月26日（火）からですのでご注意ください。

※本庁舎、坂ノ市会場は、昨年と会場が異なります。

※会場内では手指の消毒、マスクの着用、入口での検温にご協力ください。また、発熱、せきなどの症状がある人のご来場はお控えくださるようご協力をお願いします。例年よりも座席数を少なくするため、会場の外でお待ちいただくこともありますのでご了承ください。

申告書の提出先

前年実績などを基に申告が必要と思われる人には、1月下旬に「令和3年度分市民税・県民税申告書」を送付します。申告相談が必要でない人は、郵送または下記窓口へ持参してください。

●市民税課（市役所第2庁舎3階）

●各支所（鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所）

※郵送する場合は、市民税課（〒870-8504 荷揚町2-31）へ。（添付書類を返却希望される人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）

☎ 市民税課 ☎537-5729 ☎537-5730

申告が必要な人



◎令和3年1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人

【令和2年中に収入があった人のうち】

- 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑（公的年金等以外）などの収入があった人で、所得税がかからない人
- 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする人
- 給与支払報告書が市に提出されていない人
- 給与、公的年金等の収入があった人で、これ以外の収入があった人（税務署への確定申告の必要がない20万円以下の所得でも市民税・県民税の申告は必要です。）
※確定申告をする人は、市民税・県民税の申告は不要です。

【令和2年中に収入がなかった人のうち】

- 親族の確定申告書、給与支払報告書（年末調整）などで扶養控除の対象になっていない人
- 市外に住む親族の扶養控除の対象になっている人
- 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者（税務署への確定申告で配偶者を同一生計配偶者として申告している場合などは不要です。）

◎令和3年1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

申告に必要なもの

☐ 令和3年度分市民税・県民税申告書

☐ 申告者の番号確認書類：マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など

☐ 申告者の本人確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証など
※マイナンバーカードをお持ちの人は、番号確認と本人確認が1枚でできます。

☐ 所得の計算に必要なもの（令和2年中の収入、事業経費に係るものに限ります。）

- 給与所得者、年金受給者…源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など
- 営業等、農業、不動産所得のある人…収入、必要経費が分かる帳簿や書類など

☐ 所得控除、税額控除の計算に必要なもの（令和2年中に支払ったものに限ります。）

●雑損控除…罹災証明書、災害などに関連して支出をしたことが分かる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書など

●医療費控除…①医療費控除の明細書、保険金などで補てんされた金額の証明書
②セルフメディケーション税制の明細書および健康診査などの取り組みを行った証明など

※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。

※医療費控除は領収書のみでは適用できません。必ず支払った医療費などを集計した明細書を作成して添付してください。

●社会保険料控除…国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことが分かる領収書や証明書など

●障害者控除…令和2年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳など（コピーも可）

●生命保険料控除…生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書

●地震保険料控除…地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書

●寄附金税額控除…都道府県や市区町村などが発行するふるさと納税などの領収書または寄附金受領証明書など

市民税・県民税の 申告はお早めに！

申告期間

2/1（月）

※一部会場では1月26日（火）から受け付けます

3/15（月）

申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うために必要な手続きです。また、国民健康保険税、介護保険料などの算定資料となるほか、さまざまな行政サービスに反映される重要な資料となります。なお、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、郵便での提出にご協力をお願いします。